

福岡県における年雇經營の形成

並 木 正 吉

目 次

- 一、問題と要旨
- 二、年雇經營の分布
- 三、年雇經營の形成條件の分析 その一
- 四、年雇經營の形成條件の分析 その二
- 五、年雇經營の推移と動向

一 問題と要旨

わが国の農業における賃労働の展開において年雇（常雇）の占める地位は、明治年間以降、低下の一途をたどつてきた。^{（註¹）}即ち年雇經營が解体し、家族労働力を主体とする家族勞作經營が形成せられ、不足労働力は、日傭、手伝、季節傭の形で補われてきた。しかし地域的には、年雇は東北・関東などにより多く残存してきた。かかる意味において、年雇は、いわば「旧きもの」であつた。しかしこの年雇について、より詳しく検討するならば、必ずしも「旧きもの」とのみ規定しきれないものをもつていた。例えば、都市近郊の農家經營にみられる年雇や、果樹（或いは養蚕）

経営にみられる年雇がそれである。戦後についてみれば、この点は一層強く指摘されるようである。昭和十六年の年雇の数は全国で十六万五千人、二十一年は十一万人、二十五年は再び十六万人であるが、この復活を地域的にみれば、後に詳しく示すごとく、西日本に顕著でありまた果樹県に顕著である。年雇が従来おくれた地域により多く残存してきたと考えるならば、この最近の傾向は「新しき」何ものかをふくむものといえるであろう。ではこの「新しきもの」はどのような条件のもとに生じているのであろうか。わたくしの得たおおまかな結論によれば、それは単純ではなく、矛盾する条件の不均衡な作用の上に展開していると考えられる。

すなわち、福岡県の年雇経営地帯は最高、農家百戸当り六〇人の年雇をもつ村をふくみ、比較的まとまつて形成されているが、この地帯に属する村々は、経営面積についてみれば比較的大きく、一戸当り家族労働力についてみれば比較的小さい。一言でいえば、家族労働力では不足するものであつて、ここに年雇を必要とした基本的条件があるが、かかる条件自体が、工鉱業の発達による労働力吸引によつて、歴史的に再生産せられているということ。しかして家族労働力が比較的顕著に不足する地帯においては、他の地帯においては一般的に年雇を排除する有力な要因となつた農業技術水準の高度化が、逆に、年雇の耕作しうる耕地の限界を増加し、低い賃銀と相俟つて、或る農家では、戦前の高率小作料に匹敵する程度の高い利益をあげることが出来るという事情があること。

次に、現在の年雇経営の系譜を明治年間にまでたどるならば、その頃において、この地帯が現在とほぼ類似して、やはり自作多く年雇経営が多かつたこと、この事実と関連してこの地帯の自作農家がとくに年雇経営への志向が強いと考えられること。

しかしながら、戦後の傾向としては、家族労働力は耕地面積に対して一般的に、また年雇経営地帯においても増加

しつつあり、また自作（地主）的性格も減少しつつあるのであるから、以上の條件は、福岡県北部に年雇經營地帯が形成せられていること、あるいは、その地帯に年雇經營が多いことを説明しても、そこで年雇經營が増大しつつある事實を説明するものではない。この増大の理由は、この地帯における商業的農業の發達による労働力の不足、資力の蓄積と、年雇予備軍が拡大再生産せられていることにある。しかるに、工鉱業との関連においては、商業的農業の發達はその發達を前提とし、年雇予備軍の拡大再生産はむしろその縮少を前提とする。だから商業的農業の發達と年雇予備軍の増大とは、この場合には矛盾している。いわば、矛盾的地域的・階層的・業態的などの不均等の展開を基礎として年雇經營が増大していると考えられるのである。したがって、ここにおける年雇經營は、決して單純なる條件の上に展開せられているのではなく、さまざまの、矛盾していることさえある諸條件のからみ合いの上に展開しているといえる。その意味では、年雇經營は「新しきもの」は加えているが、順調な發展を考へることはできない。この点では、年雇經營の生産力の基礎をなしている技術的條件が、家族勞作經營と本質的に異ならないことが指摘される。考察の順序は次の如くである。

はじめに年雇經營の分布状況を、地域別、經營面積別、專業兼業に検討する。その結果にもとずいて年雇經營の基本的特徴を明らかにする。これは 條件の検討 その(一)にあたる。次いでかかる條件について、それが形成せられる過程を検討する。條件の検討 その(二)最後に以上の諸條件の推移と傾向を検討し、年雇經營がどのように推移し、かつどのような動向を示しているかをのべる。

以上、本稿の目的は、年雇經營の形成條件とその動向の検討にあり、年雇労働者の農業賃労働の展開における地位・役割については断片的にふれたにすぎぬ。

なお、この研究は「福岡県の農業」を工鉱業と農業の相関において総合的に検討することを目的とした支所の協同研究の一節を比較的独立した資料としてとりまとめたものであり、いくつかの点では他の研究の結果を要約的にのべていることをお断りしてきたい。

(註1) 明治二〇―三〇年代における年雇の一般支配的存在(百万人の年雇を推定)の終焉とその季節傭日傭への転化。一般的農業過剰労力の賃労働化の過程については、山田盛太郎氏『農地改革の歴史的意義』、とくに、一六二頁以下―地主手作―家業経営の分解と年雇の転化―の項、及び一四八頁第2―A表に詳しい。

二 年雇経営の分布

〔1〕 一九五〇年の世界農業センサス^(註1)によつて農家一〇〇戸当り年雇の数を見ると、福岡県は四・八人であつて、全国平均二・六人の約二倍、府県別にみて第七番目――山形県(八・四人)・熊本・宮城・秋田・東京・新潟・福岡県――である。全国的にみれば年雇は東北・関東などの東日本に多いのであるが、最近一〇年間の推移では、西日本の方が相対的に増加した。即ち全国(北海道を除く)を一〇〇とする年雇数は昭和十六年東日本七〇%から二十五年六二%と減少し、西日本は同じ期間に三〇%から三八%へと増大した。ここで東日本に属せしめた地域については、北陸を除き東北・関東・東山・東海はいずれも減、西日本に属せしめた近畿・中国・四国・九州はいずれも増である。試みに静岡・神奈川・和歌山・愛媛・広島などの柑橘地帯をふくむ県を抽出してみると、例外なく増加している。^(註2)この事實は、より詳しい検討を必要とするが、おおよそ年雇経営の復活・増大が商業的農業と結びついていることを示すもの

第1表 年雇経営の多い市郡別年雇数

	農家百戸 當年雇数 (a)	兼業農家 年雇数 (b)	非商品生産 農家の割合 (c)	一町以上 農家の割合 (d)
福岡市	7.6	19%	29.0%	72%
若松市	18.7	18	?	74
八幡市	10.2	16	?	88
粕屋郡	10.7	20	10.5	83
宗像郡	14.8	16	14.8	82
糸島郡	14.5	17	9.4	77
遠賀郡	24.4	22	16.6	82
鞍手郡	8.2	22	56.3	63
嘉穂郡	6.5	33	33.3	40?
筑紫郡	5.2	30	?	75
県平均	4.8	15	33.6	64

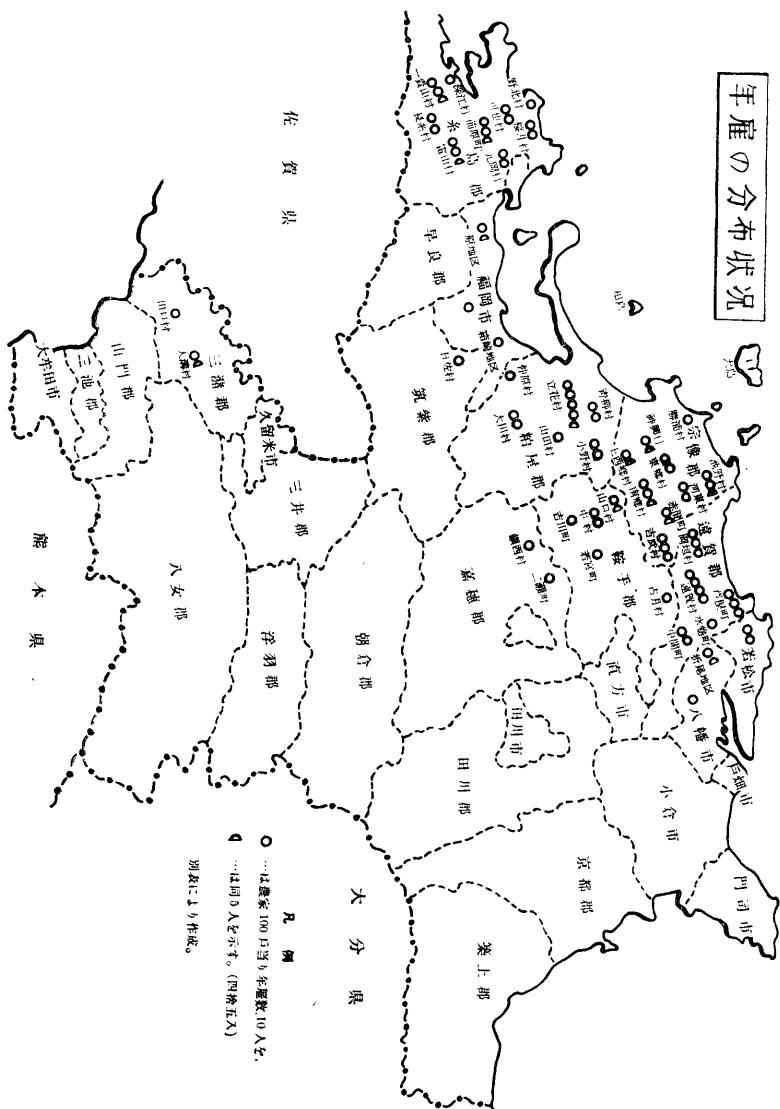
- 1) (a) 25. 2. 1 センサス, (b) (d) 25. 8. 1 県指導連調査, (c) 25. 2. 1 抽出調査。
- 2) (c) 欄の遠賀郡は八幡, 若松市をふくむ。
- 3) (b) は兼業農家の年雇を, (c) は非商品生産農家の年雇を, (d) は一町以上農家の年雇を, それぞれ年雇総数で除したものの。
- 4) 嘉穂郡 (d) 欄の数字は不審の点あり。

(註3) 〔2〕次に世界農業センサスによつて福岡県につき市郡別に年雇経営の多い地帯を抽出すると第1表「市郡別年雇数」の如くであり、県平均より多いのは、市では福岡市(八……農家百戸当年雇数——以下同じ)・若松市(一九・八幡市(二〇)であり、郡では粕屋郡(一一)・宗像郡(二五)・遠賀郡(二四)・糸島郡(二五)が最も多く、つづいて鞍手郡(八)・嘉穂郡(七)・筑紫郡(五)である。これら三市七郡で県における年雇総数八、三一〇人の六二%、粕屋・宗像・遠賀・糸島四郡で四六%を占め、年雇経営地帯を形成

といふのである。また、東京・大阪・愛知・福岡などの都市的性格の強い府県のうち大阪・福岡の二府県が増加していることは、明治年間以降の年雇の減少が都市の労働力吸引によつて生じたと考えられるだけに、問題が単純でないことを示す一資料といえる。

九州七県についてみれば、長崎・鹿児島・宮崎県は減少(右と同じ期間において)、他の福岡・佐賀・熊本・大分県は増加している。何故そのようになったかについては簡単にいえない点が多いので、ここではおおよそ九州における「東北的」段階にある西南低位生産地帯が減少し、「近畿的」に近い県が増加しているということを確認しておく程度にして、以上の背景を考慮しつつ福岡県の年雇経営の形成・展開を検討することにする。

年雇の分布状況



附表 百戸当り年雇数10人以上の町村

	百戸当り 年雇数	年雇総数一戸 当り年雇数	兼業農家の 年雇数の割合	一町以下農家の 年雇数の割合		百戸当り 年雇数	年雇総数一戸 当り年雇数	兼業農家の 年雇数の割合	一町以下農家の 年雇数の割合
	人	人	%	%		人	人	%	%
福岡市	7.6	1.19	19	29	中村	18.9	1.23	20	26
箱崎地区	12.1	?	14	29	若宮町	11.0	1.15	10	23
松本市	14.2	?	16	17	嘉穂郡	11.8	1.13	24	24
八幡市	18.7	1.26	18	26	二瀬町	11.1	1.26	39	78
折尾地区	10.2	1.18	39	23	筑紫郡	12.0	1.11	-	-
粕屋郡	16.3	?	46	27	日佐村	11.3	1.42	26	26
大川村	19.5	1.25	3	3	糸島郡				
立花村	46.0	1.29	13	6	原町	26.6	1.24	11	17
小野村	20.4	1.07	19	22	深江村	10.4	1.12	17	33
仲原村	10.0	1.26	32	40	貴山村	24.1	1.25	17	18
青山村	17.9	1.24	22	9	長瀬村	18.1	1.13	18	18
宗像郡	11.9	1.20	-	-	雷山北村	26.2	1.12	19	23
吉武村	32.1	1.20	-	-	野元村	11.0	1.00	0	0
赤間村	16.4	1.08	18	18	元岡村	19.3	1.33	-	-
河東村	18.5	1.03	10	16	桜井村	19.4	1.05	10	8
南郷村	23.2	1.08	13	11	三潯郡	19.5	1.11	24	22
東郷村	21.9	1.10	16	14	大溝村	13.0	1.34	21	28
神興村	16.1	1.13	30	32	田口村	10.8	1.12	0	0
西郷村	16.7	1.03	3	0					
勝浦村	11.0	1.02	8	46					
池野村	22.8	1.25	19	13					
遠賀郡									
岡垣村	27.3	1.22	31	28					
遠水村	38.8	1.35	16	11					
中津間町	12.3	1.33	58	42					
芦屋町	21.0	1.54	12	8					
鞍手郡	28.8	1.59	8	28					
古月村	10.0	1.27	52	33					
山口村	12.7	1.15	13	33					

1) 百戸当り年雇数及び年雇農家一戸当り年雇数は25.2.1センサス、その他は25.8.1、福岡県指導農協連調査による。2) 兼業農家の年雇の数の割合は年雇総数で兼業農家に入っている年雇数を割つたもの。3) 市の地区の数字は全部福岡県指導農協連調査による。4) 二つの調査による結果は一致しないものが多い。とくに青柳村の百戸当り17.9人(25.2.1)は指導農協連では49人であるなど。(この場合は後者が正しい)。概数を示すものと考えべきだ。5) - 印は調査洩れの町村。

している。この地帯はすべて旧筑前国に属している。

次に、別の資料で、經營面積別にと県平均では年雇の六四%が一町以上の經營に入り、專業兼業別にみれば八五%が專業農家に入つて^(註4)いる。この資料では福岡県の平均經營面積が六・七反。專業農家の割合が五三%であることからいえば、著しく大きい經營面積のしかも專業農家に比重がかかつていることがわかる。(これは福岡県指導農協連合会調査によるものであり、この調査は全体として前記世界農業センサスの面積七・一反、專業農家は四〇%であるのに比し、面積は小さく、專業率は高いが大略は知りうる。)

しかし、これを市郡別にみれば、比較的經營面積が小さい年雇經營の多いところや、兼業農家で年雇を入れている農家の多いところをも類別出来るが、それは後述することにして、次には地帯をより細分して市町村別にみることにしよう。詳しくは附表及び「年雇の分布状況」図に示す如くであり、その若干の特徴を摘記すれば、(一) 年雇の多い村は百戸当り四六人に達していること。これは二五年現在で、その後更に増加し、六〇人を越える村も生じている。かかる村では、部落単位でみれば、百戸当り百人を超えるところもあるわけだが、当然のことながらすべての農家が年雇を入れるのではなく、二分の一乃至三分の二の農家が一人又は二人、多きは三、四人を入れているのである。(二) 年雇の多い村は村つづきになつていて図に示されるように団地を形成しているが、その中でも少数の村に集中的に入つているところと(粕屋郡)、万遍なく平均的な数を入れているところ(宗像郡・糸島郡)とがある。この差は果樹・乳牛・蔬菜と結びつく粕屋郡の青柳・立花・小野の各村と、その程度の低い宗像・糸島郡とのそれであるが詳しくは後述する。(三) 市郡別に検討したときには顔を出さなかつた三潞郡^{みづま}から大溝・田口の両村が登場してきたこと。この両村は筑後平野の水田地帯にあるが、蘭の栽培・加工と自動耕耘機の顯著に普及した地帯であることで、農業の展開

過程が前述の筑前国の諸郡と異つていると考えられるだけに注目すべき点である。詳しくは行論に従つて示されるであらう。

以上は一〇〇戸当り年雇数についてみた特徴であるが、町村別に、年雇経営の経営面積、専業別状況、年雇の男女別状況を検討すると、県平均でみた場合に比し、かなりの偏異を示していることがわかる。その偏異によつて類別することは次にして、共通な特徴をのべると、一般に経営面積が大きくなる程年雇を入れる割合が多くなる。これは

第2表 年雇経営の類型		(Ⅰ) 粕屋郡青柳村	(Ⅱ) 遠賀郡水巻町	(Ⅲ) 福岡市箱崎地区
農家百戸当り年雇		49人	13人	12人
経営面積別	～6反	5人(6人)	12人(5人)	0人(5人)
	6～10	20(16)	0(13)	11(0)
	10～15	44(40)	29(33)	19(0)
	15～20	60(69)	50(14)	47(0)
	20～	148(120)	13(200)	50(0)
	計	65(26)	21(10)	18(4)
経別分布	～10反	4%(24%)	22%(56%)	17(100)
	10～20	42(60)	50(28)	79(0)
	20～	54(16)	28(16)	4(0)
	計	100(100)	100(100)	100(100)
専業年雇比率		78%(22%)	42%(58%)	86%(14%)
男女別年雇比率		24(52)	39(56)	50(0)
農家戸数		213戸(149戸)	84戸(244戸)	136戸(95戸)
年雇数		138人(38人)	18人(25人)	24人(4人)

- 1) 25.8.1福岡県指導農協連調査、『農村経済再建動向調査』により作成、単位は組合。
- 2) 経営面積別百戸当り年雇は、専業農家と兼業農家()内に別けた。上欄の百戸当り年雇は全戸数につき。それ以外はすべて専業農家と()内の兼業農家につき算出している。

専業農家と兼業農家を別々に検討すれば、明らかである。年雇の男女別割合は(推定をふくむが)やはり経営面積大なる程、男が多くなる。ただ農家全体でみると、小さい農家は男が多く、次いで女が増加し、大きい経営になつて再び男が増加するようになるのは、小さい経営の年雇は、兼業農家が多くふくまれ、兼業農家の年雇は、後でのように、男が多いからである。だから全戸数についてみた男女割合のカーブは、見せかけのもので、条件を揃えれば、経営が大きくなる程、男が多いという常識的な結果になる。

〔3〕 以上の検討によつて大体二つの類型をえらび出すことが出来る。もつとも類型といつても相對的なものであり便宜的なものである。

(一) 遠賀郡ことに岡垣村・水巻町、嘉穂・鞍手郡の各村、それに八幡市の折尾地区にみられる型であつて、比較的兼業農家に多く年雇が入つてゐる型である。これを兼業型と呼んでおこう。

(二) 專業型ともいえる型である。福岡県では八五%が年雇がこの型に入つてゐることは前述したが、この型は更に詳しくみると經營面積の大きいことを特徴とするものと、集約化を特徴とするものとにわけることが出来る。しかし多くはこの両者、面積の大きいことと集約化とが一緒になつてゐる。粕屋郡の青柳・立花村などはそれであり、經營面積の大きい型は宗像や糸島に多くみられ、集約型は福岡市箱崎地区がそれにあたる。しかしこの區別は、相對的なものに過ぎない。

われわれは、以下この(一)(二)の類型の年雇經營について、その特徴を検討し、年雇經營の形成條件の分析に資することにしよう。

(註1) 昭和十六年・二十五年の年雇はともに農林省統計表による。年雇の定義が異り、戦後における年雇の増加はこの範圍の差と説明されたことがあるが、私見によれば正しくない。

(註2) リンゴ県たる青森・長野県については共に十六年に比し二十五年の方が減少しているが、この両県のリンゴ地帯についてはむしろ増加しているのではなからうか。長野県については養蚕年雇の減少が考えられ、青森については、東北一般の減少が考えられる。

(註3) 福岡県は現在一市一八郡に分けられてゐる。本稿においては必要な市郡のみ抽出してゐる。

(註4) 第1表に示したように、兼業農家の雇入れる年雇は全体の一五%で少いが、二五・二・一抽出調査により非商品生産者農家の雇入れる年雇は三四%が多い。この二つの数字は、対象農家が異なるが、かなり重複しているから一応参考になる。

三 年雇經營の形成條件の分析 その一

〔1〕はじめに兼業型の年雇經營について検討しよう。これは量的には、思つたより多くはなかつたが、しかし兼業農家率の高い福岡県に特徴的なものである。この型の年雇經營は、兼業農家の中では比較的大きな經營に属しており、年雇は男が県平均に比し多い。これはそれぞれ理由のあることである。

福岡県は有業人口中農業人口の占める比率が三五%に満たない（昭和二十二年国勢調査）ほどの工業県なのであるが、ここでは農家の兼業比率が六〇%（昭和二十五年）で全国の五〇%に比し高い方であり、しかも工業賃労働型のそれが多い。また職員勤務による兼業農家が多い。ところで世帯主ともなれば、年間一五万〜二〇万円の収入は容易に確保できるが（昭和二十六年度農家經濟調査戸票による）、年雇の賃銀は、賄付きで女三万円、男三万五千円程度である。賄を換算しても五万〜七万円程度である。この賃銀の開差が一つの理由である。これに加えて年雇労働力を充分に燃焼さすに足るだけの耕地があれば、容易に年産雇管が成立する。かりに一町歩の面積を耕作する兼業農家が、家族労働力で五反歩を、残りの五反歩を年雇に耕作させるとすると（この仮定が充分妥当なものであることは後述）、夏冬作あわせて一反歩当り二万円の所得（年雇の賃銀はふくむ）は容易であるから、五反では一〇万円の所得である。年雇の賃銀を差し引いても五〜三万円の純収入がある。賃労働又は職員勤務に出ている世帯主（或いは長男次男又は娘でもよいわけである）が、この年雇の耕作分の五反歩を耕作しても、年雇と同じ程度の所得しかあげることが出来ない。この計算で明らかのように、世帯主と年雇の賃銀の開差が大きければ大きい程、また年雇の耕作する面積が大きければ大きい程、採算は有利となる。年雇に能率をあげさすためには、或る程度の労働手段が必要である。だから、兼業型の場合

においても、二段耕犁や動力脱穀機などの農具はもっている。

戦後の小作料の高いときには、年雇をやとうかわりに小作に出すことも多かつたのであるが、年雇に耕作せしむべき耕地が小さい程その傾向は強かつたわけである。

ところで、世帯主が他に職を得て通勤する場合には、牛馬耕作業など男手の必要な作業が家族の女手では困難となつて、勢い男の年雇を入れることになる。県平均では年雇は女六割男四割の割合が、兼業型の場合には、五割づつとなつて男が多くなるのは、主としてこの理由によるものである。なお、このことは、次のべるように年雇を入れる経営が、むかしの地主・自作に多いということ、その家族労働力は概して労働能力が低いということ、とも関連がある。

このようは形の年雇経営は、所謂通勤農家的な兼業農家が圧倒的であること（商業を兼業し年雇を入れる例が少数ある）は既にのべたが、公務員や会社職員が多いか、それとも工場や炭鉱の賃労働者が多いか、正確な統計は得られないが、地域的にみれば、福岡市周辺では職員勤務のそれが、北九州五市や炭鉱周辺では賃労働者勤務が多いと考えられる。これは兼業農家の種類を示す第3表により推定しうる。即ち、福岡市における兼業農家は職員勤務がその四〇％を占めているのに対し、北九州重工業及び炭鉱地帯は賃労働勤務が六〇％である。しかし、この地帯についても、この賃労働兼業の多い割合には、公務員や会社工場の職員勤務の農家の方が多く年雇を入れている。その事を示す資料として、遠賀郡遠賀村の調査結果を次のべる。これは、兼業農家で年雇を入れる農家のうち経営面積の少い五反以下と、多い一・五町以上を除き（この大きい経営では、兼業の種類の如何をとわず年雇を入れるので、この問題には不適当である）五反一町層と、一町一・五町層について集計したものである。五反一町層については、職員勤務兼業農家の二

第3表 市郡別兼業農家の種類割合

	自営兼業	賃労働兼業	職員兼業	合計	兼業農家比率
県計	33%	45%	22%	100%	43%
市(その一)	26	33	41	100	40
市(その二)	21	60	19	100	47
市郡(その一)	22	57	21	100	50

- 1) 22.8.1臨時農業センサスによる。
- 2) 自営兼業とは、兼業農家のうち兼業の種類が自営であるもの、以下同じ。
- 3) 市(その一)は福岡・久留米両市。市(その二)は若松、八幡、戸畑、直方、飯塚、大牟田、小倉、門司、田川の九市。郡(その一)は工業地帯に近い遠賀、鞍手、嘉穂、三池、田川の五郡。その他の郡は省略す。

五%が年雇を入れ、賃労働兼業の場合は一・一%である。一町一・五町層では、三八%と三四%で差は少くなるが、職員勤務兼業農家の方が年雇を入れる割合が多い。(表は略す)

ところで公務員及び職員勤務は、戦前の自小作別では地主や自作に属する農家に多い。だからこの資料は、戦前の地主或いは自作が年雇と結びつきやすいことを示しているわけである。この点一応の推定にとどめるが、後述するように粕屋郡の青柳村については確認出来た。そのことと一緒に考えれば、以上の推定は、ほぼ正しいといえよう。これは、重要な特徴である。

次に順序としては、かかる兼業型年雇経営の動向についてふれるべきであるが、この兼業農家については、別稿を予定しているので、それにゆずり、第二の専業型に移ることにする。

〔2〕 専業型の年雇経営の多い粕屋・宗像・糸島の各郡(遠賀郡その他の地帯の専業型についても同じである)は、一戸当たり経営面積の大きいところである。世界農業センサスで、県平均七・一反の耕地面積が、粕屋郡では八・四反、宗像郡九・四反、遠賀郡八・四反、糸島郡九・一反であり、単に平均的に大きいだけでなく、年雇の六四%がそこに入っている一町以上の農家が多い。以上の四郡の農家戸数の総数は県のその一五%であるが、一町以上の農家では一九%である。ところでこの一九%という値は二つの点で注意すべきである。(一)つは、残りの八一%の農家が他の市郡(年雇の比較的少い)に属していることである。(二)つは、一町以上の農家総数では一九%をしめるに過ぎぬこの四郡が、年雇

第4表 年雇経営地帯の耕地面積（農家一戸当り）

	一戸当り 耕地	経営耕地面積別農家戸数					
		計	計	10反～15反	15反～20反	20反～30反	30反～
果	反 %	戸	戸	戸	戸	戸	戸
平均	7.1(81)	172,256	28,938	10,310	3,439	136	
平屋郡	8.4(75)	7,332	1,442	779	330	21	
宗像郡	9.4(71)	5,746	1,248	896	333	7	
糸島郡	9.1(75)	8,565	1,997	1,208	517	5	
遠賀郡	8.4(85)	3,600	565	347	294	29	
鞍手郡	8.0(83)	5,127	996	473	123	6	
嘉穂郡	7.5(86)	8,202	1,660	528	136	2	
筑紫郡	8.7(83)	6,216	1,416	696	264	9	
朝倉郡	7.9(70)	12,116	2,286	897	426	22	
三井郡	7.9(75)	10,715	2,309	937	270	8	
三井郡	6.7(98)	12,015	2,091	578	98	1	

1) 25.2.1 センサスによる。県統計書。

2) 一戸当り耕地欄の()は田の割合。

の四六%を入れているということである。(前述二の2参照)。すなわち、この四郡は、経営面積は県としては大きいところであるが、しかし経営面積の大きさだけでは、他の郡の方が多くの経営をもっているということである。だから、経営面積の大きいことは一つの條件ではあつても充分なものとはいえない。なお、他の諸郡で経営面積の大きい郡としては、朝倉・三井・それに筑紫郡を指摘しうる。

ここで経営面積という場合には、單純に耕地の広さだけを示している。その利用度は考えられていない。利用度についていえば、一概にはいえないが、糸島・宗像は主として米麦作、遠賀郡は遠賀村の湿地地帯と岡垣村の多角経営地帯をふくみ、粕屋郡は多角経営地帯が多い。(以上年雇の多い村を念頭において。)朝倉・三井・筑紫郡などの経営面積は大きいが年雇経営の少ないところの利用度は、これ一概にはいえないが、以上の四郡と顕著な差を認めることは出来ない。作業慣行に示される労働生産性についての比較が正確には必要であるが、ここでは大きな差はないものとして検討を進める。われ

われは、ここでは集約度を加味してみても以上の考察を根本的に修正する必要はなからうという程度の吟味ができればよい。

〔3〕 次に家族労働力を検討してみよう。結果は、年雇経営地帯については比較的少い。ここで比較的というのは経営面積が大きい割合にはという意味である。しかして、この少なさはかなりに顕著である。

第5表 農家一戸当り家族人口

	平均	10 ～ 15反	15 ～ 20反	20 ～ 30反	30反 ～
	人	人 戸	人 戸	人 戸	人 戸
県 計	6.2	7.1(27,881)	7.7(10,684)	8.5(4,042)	9.2(346)
粕屋郡	6.3	6.7(1,276)	7.1(684)	7.6(353)	9.0(36)
宗像郡	6.1	6.4(1,100)	6.9(790)	7.5(440)	7.0(32)
糸島郡	6.2	6.4(1,576)	6.9(1,044)	7.8(514)	8.1(47)
遠賀郡	6.3	6.5(543)	7.5(294)	7.8(246)	8.4(39)
朝倉郡	6.6	7.1(2,332)	7.8(902)	8.7(402)	10.6(45)
三井郡	6.3	7.1(2,100)	7.9(1,116)	9.5(370)	9.4(19)
三井郡	6.3	7.0(2,127)	8.2(769)	9.4(172)	8.5(4)
八女郡	6.3	7.5(1,855)	8.4(485)	9.3(174)	10.3(15)
田川郡	5.9	7.4(878)	8.2(135)	8.6(14)	—
鞍手郡	6.2	7.1(919)	7.5(410)	8.5(131)	—

1) 21.4.26農家人口一斉調査による。但し常備をのぞく。

2) () 内戸数は、それぞれ調査戸数を示す。

昭和二十一年四月二十六日の農家人口一斉調査(時期に若干問題があるが福岡県の世界農業センサスは統計課が罹災したので利用できぬ)によつて一戸当り家族人口(常備をふくまず)を経営面積別にみると第5表に示されるように、一町以上の農家について、一人乃至二人程度ずつ少く、粕屋・宗像・糸島・遠賀の各郡が県では最も少い。特に朝倉・三井郡との比較でこのことが確かめられる。

この点は重要であるから町村にまで立ち入つて検討しよう。昭和二五・八・一現在で、われわれが県下の各特徴のある地帯を代表すると考えられる八カ村を調査したことがある。それは悉皆調査であるからこの際役立つが、その中から遠賀郡の遠賀村、筑紫郡大福村、三井郡大刀洗村をとりあげる。これらの村はすべて、経営面積は比較的大きい。一戸当り家族人口は、平均としては差が少いが、一町以下においては、遠賀村が多く、それ以上においては逆に遠賀村が少くなつてゐる。年雇経営という点からいえばこの一町以上が問題なのであるから、かかる経営においては家族労働力は相対的に不足しているといえよう。なお一町以下において遠賀村の家族人口

第6表 家族労働力の構成比較 (25.3.1)

(1) 家族人口 (一戸当: 人)

	遠賀郡	大福村	大刀洗村
3反	5.56	4.88	4.16
3 ~ 5	5.93	5.80	5.61
5 ~ 10	6.59	6.40	5.96
10 ~ 15	6.77	7.85	7.48
15 ~ 20	7.29	8.18	8.50
20 ~ 25	7.32	9.82	8.88
25 ~ 30	7.69	12.00	9.60
30 ~ 50	8.44	—	—
計	6.61	6.75	6.58

(2) 農業従事人口 (一戸当: 人)

	遠賀村	大福村	大刀洗村
3反	1.97	2.15	1.94
3 ~ 5	2.30	2.76	2.57
5 ~ 10	2.67	3.32	2.94
10 ~ 15	3.16	4.32	3.93
15 ~ 20	3.43	4.42	4.68
20 ~ 25	3.76	6.09	5.38
25 ~ 30	4.04	4.50	5.00
30 ~ 50	3.89	—	—
計	2.89	3.52	3.36

(3) 200日以上農業従事人口 (一戸当: 人)

	遠賀村	大福村	大刀洗村
3反	0.46	0.54	1.07
3 ~ 5	1.05	1.34	1.54
5 ~ 10	1.22	2.11	2.07
10 ~ 15	2.26	2.94	3.09
15 ~ 20	2.41	3.18	3.51
20 ~ 25	2.61	3.91	3.25
25 ~ 30	3.23	3.00	3.20
30 ~ 50	2.33	—	—
計	1.68	2.18	2.40

(4) 年雇 (一戸当: 人)

	遠賀村	大福村	大刀洗村
3反	0.02	0.02	—
3 ~ 5	0.06	0.04	—
5 ~ 10	0.09	0.01	—
10 ~ 15	0.46	0.01	0.01
15 ~ 20	0.75	0.11	—
20 ~ 25	1.14	—	—
25 ~ 30	1.46	—	—
30 ~ 50	2.33	—	—
計	0.42	0.02	0.0

(5) 調査農家戸数

	遠賀村	大福村	大刀洗村
3反	111 ^戸	104 ^戸	83 ^戸
3 ~ 5	99	114	67
5 ~ 10	153	389	165
10 ~ 15	144	277	160
15 ~ 20	114	62	86
20 ~ 25	63	11	16
25 ~ 30	26	2	5
30 ~ 50	9	—	—
計	719	959	582

1) 25.3.1現在, われわれの行つた調査による。

2) 家族人口, 農業従事者, 200日以上農業従事者にはすべて年雇をふくまない。

が多いのは、兼業人口を含むという事情によるものであつて、遠賀村においては上層の農家においても兼業農家が多いので、専業農家については、家族労働力の少なさは、この表の示す以上のものである。農家労働力の数が、工鉱業との関連において、かなり規則的に決定せられている事業は、それ自身としてもなお検討すべき問題であるが、今はこれ以上立ち入らない。同じ傾向なつた粕屋郡青柳村の二部落についても同じ傾向を示している。

〔4〕次に注意すべきは、この地帯が自作（戦前基準）の多いところだという点である。このことは自作が年雇に結びつきやすいという事実にかえりみて特に重要である。前述の遠賀村についてそのことにふれたが、粕屋郡の青柳村については第7表の示す如くである。すなわち、この村の水田地帯を示す^{いままで}現在家部落についても、果樹地帯を示す小竹部落についても、二町以上の農家は例外なく年雇を入れている。このことは、この程度の面積になれば、自作小

第7表 粕屋郡青柳村の年雇(耕地面積別・自作小作別)

小 竹 部 落 (戸)					
	自 作	自作小	小自作	小作	計
反					
30～	5 (5)	—	—	—	5 (5)
25～30	4 (4)	1 (1)	—	—	5 (5)
20～25	4 (4)	1 (1)	2 (2)	—	7 (7)
15～20	6 (5)	—	2 (1)	—	8 (6)
10～15	3 (1)	2 (0)	1 (0)	—	6 (0)
5～10	2 (0)	—	1 (0)	1 (0)	4 (0)
～5	—	—	—	2 (0)	2 (0)
計	24 (19)	4 (2)	6 (3)	3 (0)	37 (24)

今 在 家 部 落 (戸)					
	自 作	自作小	小自作	小作	計
反					
30～	2 (2)	1 (1)	—	—	3 (3)
25～30	1 (1)	—	1 (1)	—	2 (2)
20～25	1 (0)	—	1 (0)	—	2 (0)
15～20	1 (1)	3 (1)	1 (0)	—	5 (2)
10～15	5 (4)	2 (0)	3 (0)	—	10 (4)
5～10	3 (2)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	7 (2)
～5	—	—	—	—	—
計	13 (10)	7 (2)	8 (1)	1 (0)	29 (13)

- 1) 26. 8. 1現在の調査, 自作小作別は農地改革前基準。
- 2) 小竹部落の概況は五の2, 今在家部落のそれは, 本誌別稿中尾英俊氏「都市近郊における農家相続の問題」を参照されたい。
- 3) 今在家部落の20反～25反農家の二戸とも, 調査時には年雇が事故でいなかつたもので常態では居ると考えてよい。
- 4) ()の戸数は年雇を入れている農家戸数を示す。

作(戦前基準)に関係なく年雇を必要として示すことを示すものである。

それ以下の経営については, 自作が最も年雇と結びつきやすいことがわかる。例えば小竹部落では, 五反～二町の農家につき自作は一一戸でそのうち六戸が年雇を入れ, 他の自作・小作では, 七戸のうち一戸が年雇を入れているにすぎない。同じ階層で今在家部落では, 自作九戸のうち七戸が年雇を入れ, 他の農家では

一二戸のうち一戸のみが年雇を入れるに過ぎない。これは恐らく小作料に依存することのできた地主的性格にもとずく労働に適さない家族労働力に原因するものである。

このことと関連があるので, この地帯の自作の系譜を明治年間にまで遡ってみよう。その頃においてもこの地帯は自作比率の高いところであり, かつ年雇経営が多いところであつた。だから, この地帯の年雇経営には明治の年雇経営の流れを汲むものが多いといえるのである。この点は第8表「明治年代における農家の状態」で明らかである。なおこの表によれば, 三井・朝倉両郡は小作比率高く, 年雇経営は少い郡であつた。この当時における農家のかくの如

第8表 明治年代における農家の状態

	自作農家 比	小作農家 率	百戸当年雇
平均郡	27%	30%	
平屋郡	33	23	31人(青柳村)
宗像郡	29	22	
糸島郡	31	24	
遠賀郡	25	35	
鞍手郡	18	54	
嘉穂郡	30	31	
朝倉郡	28	33	5人(立石村)
三井郡	22	41	
三井郡	28	21	10人以内(郡内各村)
山門郡	11	41	

- 1) 自作・小作比率は明治32年福岡県勸業統計。
- 2) 自作農家比率は農家総戸数に対する自作農家の比率。自小作農家比率を省略してあるから、100%にはならない。
- 3) 百戸当年雇は村是により算出。ここにおける百戸当りは全戸数であつて農家以外の戸数をふくむ。
- 4) 百戸当年雇欄の()は調査村を示す。

き差は、工鉱業や都市の發達の作用をうけた際に、その作用の結果、展開する農家經營の動向に差を生ぜしめる理由となりうるものである。

〔5〕次に農業技術の水準の或る程度の高さが條件になつている点をのべよう。1及び2において、兼業農家についても、専業農家についても、比較的耕地の大きい農家が年雇を入れてゐることをのべたが、単に大きいということだけでなく、年雇の耕作する面積が少くとも彼の賃銀を賄うだけの所得を生み出すことが必要である。ここで耕作する面積というのは一つの例であつて、必ずしも直接的な耕作

作でなくてもよく、水汲みとか下肥とりなどでもよいわけである。このことは一定の技術水準を必要とし、もし賃銀を一定とすれば、年雇の能率が高まれば高まる程、『資本論』における剰余価値率は高くなる。採算的に有利になる。技術水準の發達は、或る農家においては年雇を排除するが(佐賀県においては三段がけによる足踏揚水が年雇を必要としたが動力揚水機の導入が年雇を排除した如きその一例)、ここでは逆に年雇を有利とする條件となつてゐるわけである。年雇の耕作する面積は後述第12表「農業従事者一人当耕地面積」を参照されたい。

〔6〕次に商業的農業の發達と豊富低廉なる年雇給源の存在が條件となつてゐるが、このことは後に詳しくのべることにし、以上の諸條件の關係について一言しておきたい。2から4までにのべたことは、この年雇經營地帯に特徴

的な條件であつたが、その他は、他の地帯にもみられるが、しかし年雇經營の形成條件としては無視出来ないものでふれたものである。

以上の検討から既に或る程度推察されることであるが、これらの條件自身が歴史的に再生産されてきていることなのである。年雇經營の動向に移るに先きだつてそのことを検討しよう。

(註一) 昭和十八年東亞農業研究所『佐賀農業の研究』、鎌形勲氏著『佐賀農業の展開過程』参照。

四 年雇經營の形成條件の分析 その二

〔1〕形成條件の分析(その一)においては主として現在の年雇經營の特徵的條件についてのべたものである。ここでは、かかる條件が如何にして形成されてきたかを検討する。

兼業型の年雇經營については、この資料の範圍では別に説明する必要はないと思うので省略し、直ちに專業型年雇經營についてのべる。この年雇經營については、この地帯に特徵的な條件であつた経営面積の大きいこと、家族労働力の少いこと、自作的年雇經營の多いこと、の三つの他に、一般的な條件として農業技術水準の一定の高さ、商業的農業の発達、年雇給源の存在を指摘した。更に、これに加えるべきことをここであらかじめのべるならば、経営組織あるいは経営構造の問題があり、年雇經營が一つの地帯を形成したという事実から生じる利益、すなわち外部經濟の問題がある。これは後ほど動向についてのべるときに検討することにして、ここでは主として、この年雇地帯に特徵的な三つの條件についてのべよう。

〔2〕 経営面積が比較的大きいことについて。

明治二十一年の農事調査に基ずいて当時の農家一戸当り耕地面積をみると、筑前国は全体としては、筑後・豊前の両地方に比し大きい方であるが、その筑前の中では、現在とは逆に、粕屋・宗像・糸島郡は一・一町程度でむしろ小さく、鞍手・嘉穂・遠賀郡が一・五町で大きかった。こんどの戦争の影響が未だ大きくなかつた昭和一四年についてみると、かつては小さい郡に属した粕屋・宗像・糸島の各郡が絶対的にも相対的にも一戸当り面積を増加して一・三町平均に、鞍手・嘉穂・遠賀郡が一町一・一町に減少している。年雇経営についていえば、大きい経営が問題であるが、これらについては事情はよりよく妥当したといえよう。これは第9表「耕地と戸数の推移」に示されるように

第9表 農家戸数と耕地面積の推移

	明治21年戸数 対昭和14年 の増減	同じく耕地 面積の増減	同じく一戸 当り耕地の 増減
粕屋郡	-7%	-2%	+1.5反
宗像郡	-29	-6	+3.8
糸島郡	-1	±0	±0.0
遠賀郡	-11	-27	-2.6
嘉穂郡	-12	-33	-3.6
鞍手郡	-3	-23	-3.0
三井郡	-9	-6	+0.4

- 1) 明治21年は農事調査、昭和14年は県統計書。
- 2) 明治21年と昭和14年との間における新設市は昭和14年の該当郡に加算した。
- 3) 明治21年は大田達一郎氏稿『明治前期福岡県農業発達史』（農業発達史調査会）よりとる。

一戸当り面積の増加郡については農家戸数の減少が耕地のそれより大きく、減少郡については、その逆であつたためである。その理由は主として工鉱業及び都市の発達による労働力の吸引と耕地の潰廃（これには工場住宅の敷地、道路の他、鉱害による作用が大きい）^{（註1）}との関係に求められる。

なお、この間の作用が、はげしい景気変動をふくんで、どのような特徴をもつてなされたかは、県の農業の展開を考える際には、とくに兼業農家の形成・変動をめぐる無視出来ないことなのであり、ひいては、年雇経営の経営組織にも作用していると考えられるが、ここでは詳しくふれないことにする。われわれの当面の問題としては、年雇経

第10表 家族人口の推移（一戸当り）

	明治32年	昭和14年	昭和21年
	人 町	人 町	人 町
粕 屋 郡	5.7(1.17)	4.7(1.32)	6.3(0.84)
宗 像 郡	5.9(1.15)	5.0(1.53)	6.1(0.94)
遠 賀 郡	5.2(1.49)	**5.3(1.23)	6.3(0.84)
糸 島 郡	5.4(1.30)	5.2(1.30)	6.2(0.91)
朝 倉 郡	6.1 ?	5.4(1.07)	6.6(0.78)
三 井 郡	5.4(1.04)	5.3(1.08)	6.3(0.79)
八 幡 郡	6.0 ?	5.1(0.87)	6.3(0.67)
筑 紫 郡	5.7(0.81)	4.8(0.78)	6.3(0.60)
平 均	*5.8(1.30)	5.4(1.40)	6.4(0.87)
県 平 均	— —	5.1(1.03)	6.1(0.71)

- 1) 明治32年一戸当り家族人口は勸業年報、但し面積は21年農事調査。昭和14年は県統計書。昭和21年家族人口は21.4.26調査、但し面積は25.2.1センサス。
ムシロタナカ
- 2) *席田,那珂を除く。**新設市を加算す。

れてきていると考えねばならぬ。自然増加率については郡別統計の示すところでは、県下では最も低い地帯に属する。(大正一四年、昭和五年、昭和一〇年の平均。)出生率が少い(三二%以下)割に死亡率が高い(一八・二〇%)のでそのようになるのである。(一四%以下(註2))ただこの統計は全戸数についての計算であつて農家のそれではないので、このままあてはめることは出来ないが、大体の傾向は示していると考へねばならない。このような自然増加率は、困難な問題ではあるが、おおよそ都市的要素の作用と考へてよいのではなからうか。更にこの地帯は交通条件はもつとも良好であつて、このことが労働力吸引に大きく作用したと考へられるのであ

管地帯の経営面積の大きなことが、工鉱業の発達にその原因をもつていることを確認出来ればよいのである。ただ次の点、すなわち傾向として現在どうかということとは、年雇経営の動向に直接関係があるが、工鉱業が労働力の給源を漸く都市に求め、都市が労働者を再生産しはじめていることを指摘しておきたい。

〔3〕 家族労働力が比較的少いことについて。

事實は三の3にのべた通りであるが、明治年間については第10表「家族人口の推移」に示されるように、昭和一四年に比して、年雇経営地帯が特に少いという傾向はない。それが昭和一四年で顕著になり、二一年では再びややけるが、経営面積の大きい農家については、はつきりと第5表に示されるように少い。だからこの事實も歴史的に形成さ

る。

労働力吸引の大小は、主として、以上のように外的事情に基ずくものであろうが、その結果、農業が如何なる展開を示すかについては、農業内部の事情を無視するわけにはゆかない。具体的には、何故この地帯において自作的年雇経営が再生産せられたかという問題がそれである。それを次にのべよう。

〔4〕すでに三の4の第8表「明治年代における農家の状態」において示されたように、年雇経営の多い地帯は、当時にあつて自作比率高く、年雇の数も多かつた。これに反して三井・朝倉両郡は小作比率高く年雇は少いところであつた。三井・朝倉両郡は、かかる点からみて、地主の寄生化がすでに進んでいた段階にあつたと考えられる。これに比すれば、前者はより分解のおくれた段階にあつたといえよう。

佐賀県の平坦部において戦前顕著にみられたいわゆる「自小作前進」という形の分解は、福岡・長崎両県における工鉱業の労働力吸引と、揚水機の動力化による年雇の排除を前提とし、家族労働力構成を基礎として行なわれてきたのであるが、ここにおける年雇経営は、同時に貸付地をもつ寄生的性格の強いものであつたことが指摘されている。^(註3)この事実は、「自小作前進」が、土地所有の状況と関連をもっていることを示すものであろう。このことを考えると、

前述の明治年代の土地所有の差、分解の差が、その後の年雇経営の残存・再生産に及ぼした作用を認めないわけにはいかない。粕屋・宗像などの郡が、当時、寄生地主制が普遍的であつたとすれば、たとえ耕地面積がひろく家族労働力が少いという條件は同じとしても、現在に比し、より多く家族労働的経営が、「自小作前進」をおしすすめつつ再生産されたであろうと考えられるのである。もとよりまだ推定の域を脱するものではないが。なおこのことと関連して鞍手郡が、問題である。ここは、年雇は多いが、小作比率は高いという、その限りにおいては佐賀県平坦部のような

状況にある。ここにおける年雇經營の再生産をどう考えるかであるがこの問に答えるためには、更に多くの事實が必要であるから問題としてのこすことにしよう。

自作的年雇經營を再生産した條件としてこの他に、労働力吸引が農村の中小農家に強く作用したことが考えられる。労働力吸引が、年雇・農業日傭・小作・小自作農に強く作用することは、一般にみとめられることであるが、後述するように遠賀郡岡垣村、粕屋郡青柳村についても同じである。これらの農家は明治年代においては年雇供給源であつたわけだが、当時の年雇經營は、いわば残されたのであつた。だから当時の指導的農家群が大きな変化をうけず指導的農家群として残つたことになる。

更に労働力の吸引は、除々に行なわれたものではなく、第一次大戦、昭和恐慌、太平洋戦争などの画期をもつてなされた。これらの事情が、年雇の供給地の存在と結びついて、年雇經營を再生産する一つの理由となりえたと思われる。

〔5〕次に、この年雇經營が年雇給源農家の離村又は兼業化、賃労働者化によつて年雇を失つたとき、彼の前には、他村に年雇を求め年雇經營を維持する途の他に、少くとも二つの他の方法がありえた。(一)つは家族労働力にあまる土地を小作に出すこと、(二)つは機械化その他の手段による労働生産性の向上である。事實、これら二つの方法は採用されているのであるが、支配的にならなかつたことが問題である。この理由は多くの比較研究を必要とするが、以下若干の考察を加えてみよう。

一つは小作に出すより年雇を入れる方が有利な場合があつたという事情である。これは前にも考察したように、年雇の耕作面積が大きければ大きい程、反当収益が多いほど、年雇の賃銀が低いほど、小作料が低いほど、年雇を小作

より有利としたのである。この意味では年雇を入れることと機械を入れて年雇の労働生産性を高めることは何ら矛盾することがない。それはともかく小作化の生じたのは、経営主その他が俸給とりになつた場合が多く、戦前は俸給とり地主が最もくらしがよかつたという。(粕屋郡青柳村の調査)。しかし誰れでもがそのような機会をもたず、果樹などが経営部門にふくまれるときは尙のこと、かかる小作化は困難であつた。

機械化についてはどうか。前述したように年雇と機械化とは必ずしも排除しないが、しかし排除しあう場合がある。例えば青柳村の水田地帯で、自動耕耘機を入れて労力が節約出来れば年雇を減らしたいという農家があるのが、その例である。まず、機械化の程度を明確にしなければならない。多角経営の最も進んだ青柳村についてみると、後述するように、脱穀作業を主たる目的とする動力は、県平均をやや上廻る程度であるが、より進んだ農機具、例えば、動力噴霧器、自動耕耘機については、前者が数台あるのみで、自動耕耘機は皆無である。この村は水田の四町経営もみられるような福岡県としては規模の大きい村なのである。土壤條件その他の技術的條件はもとより考えねばならぬが、県の筑後平野は、自動耕耘機の普及程度では岡山県平坦部に匹敵し、蘭製品のための動力織機についても高い密度をもっている。かかる意味で、一応、北部の年雇経営地帯、南部の機械化地帯を指摘出来る。そこには経営の志向の差がみとめられるように思う。北部における経営主体は、自作あるいは地主的経営であり、南部においては、地主寄生化の事実から推測されるように、より農民的である。年雇と機械との対立が、かかる経営主体の差と無関係であらうか。

なお福岡県においては兼業農家が多いのであるが、この事実との関係が注意される。年雇経営はこれまでの検討で明らかのように専業農家である。しかし、年雇経営地帯は、同時に兼業農家の多い地帯であり、工鉱業や都市と密接

な関連をもつているところでもあつた。このことは年雇経営形成條件の分析の全体が示しているところである。このような地帯にある年雇経営は、例えば市域に存するそれに最も端的に示されるように、労働力についてみれば、専業農家であるが、資本投資の対象からみると、土地や家屋の地代収入を志向しているところの一種の「兼業農家」だという場合が多い。また前述の青柳村の果樹についても、技術的おくれ（密植や強剪定——後述）が指摘されるが、それは例えば東京都に対し神奈川県や静岡県のあること共に、近郊にあるという立地條件の有利さからくる地代収入の上にあぐらをかいている点が考えられる。これは、寄生地主的性格（水田）とは区別せられるがやはり地主的である。このような、地主的、兼業的性格と年雇を志向することと何か関連があると思えるのである。

解明さるべきことがなお多く残つてゐるが、以上で一応年雇経営形成條件の分析を終り次に進みたい。しかしこれまでの説明で年雇経営における「旧きもの」と「新しきもの」が如何に関連し合ひ、それを形成する條件自身がまたそうであることはなおよそ明らかになつたと思う。

では、これら諸條件のうち「旧きもの」と「新しきもの」とが、どのように傾向的に優勢となつてゐるか、また年雇経営をさらに拡大しあるいは減少させる條件がどのように推移しているか、その結果として年雇経営がどのような動向を示すか、次にそれを検討しよう。これは以上の意味では、形成條件の分析 その(三) にあたるものでもあるが、資料不足のため動向を中心としてみることにした。

(註1) 鉦害による耕地の潰瘍は極めて大きく、被害耕地面積は一万一千町歩（福岡県鉦業事務局と農業調整委員会の両調査結果は、ほぼ同じ）で、殆んどが水田であつた。地域は炭坑地域であつて市部（二・一八四町）、郡部（八、四九五町）で、郡部では、嘉穂・鞍手・遠賀・田川・粕屋が多い。なおこれは全部が潰地ではなく、約三千町歩がそれにあたる。（福岡県鉦

害問題調査報告第六号、第十号を参照)

(註2) 『日本地理学新大系』第二卷、一四七—一五一頁。

(註3) 九大助教授山田竜雄氏の研究による。

(註4) 福岡県と佐賀県が年雇に關連して比較されたことがある。昭和十八年、田中教授が佐賀農業論を發表された時の質疑応答がそれである。参考になるので採萃させて頂く。

近藤教授 僕らが佐賀と福岡と、この間統計をみておりまして一つの疑問にぶつかりましたのは、常傭は福岡が非常に多い。昭和十六年八月の申告で常雇の数が十六万五千人、その中福岡五千人、佐賀七五〇人。佐賀をみますと一町以下の農家としては一人も常傭を持っていない。全国でも唯一である。ところが福岡になりますと、五反未満でも入っている。一町未満、一町、二町にも入っており合計五千人。これはどういう風に我々が理解してよいか。

もう一つは、農家が常傭を出している。その数が同じ調査ででているが、農家が農業常傭を出しているのは両方とも少い。佐賀二百人、福岡四百人。日雇と季節雇をしている農家が佐賀六百人、福岡二千人。だから今の福岡の常雇は農家以外から来た常雇という風に理解しなければならぬ。これは朝鮮から……。

木村教授 朝鮮からと相島、大島(福岡県)……小さな島から大低くる。

近藤教授 福岡が多くて佐賀が少いというのは農家の經營規模などをみますと佐賀が大きく福岡の方が小さい——むしろ佐賀の方に多く入つてもよいと思うのですが……。

田中教授 ……福岡県の農家は年雇に依存していたしました。今日でもそうです。それに反し佐賀県では何故減るんだという問題にぶつかります。大体工業県としてみますと福岡県の方がずつと上ですが、余りにそれに近すぎますと農業は發展し難いという事情があるようです。福岡県の農業統計と佐賀県のそれとを比較してみますと、工業と適度な間隔をおいている佐賀県の方に發展的な傾向が揃つてでて参ります。年雇の問題に致しましても、そうした農業全体の發展と相關聯した問題ではなからうかと考えております。

川俣氏 佐賀の平坦部は福岡に較べまして、水利施設、灌漑という問題が非常に大きく幸いして、そういう方向(年雇排除……引用者)に向つてきた。工業の關係もありましようが、そういう農業の地盤のよいということが……」

(昭和一八年五月刊、東亞農業研究所『佐賀農業の研究』九九—一〇一頁)

五 年雇經營の推移と動向

〔1〕これまでの考察は主として年雇を入れる經營をめぐるものであつて、年雇労働者や雇傭條件についてはのべなかつた。しかし、戦後において、村によつては明治年代（三〇―四〇年）以上の年雇数をかぞえる程に急速に増大しているところがある主たる理由は、單なる家族労働力の不足ということだけでなく、むしろ年雇給源が拡大生産せられ、しかも賃銀については極めて低いことにある。しかし雇用條件については、戦前にはみられなかつた変化がある。例えば、田植前にサボタージュを行い賃銀を高めようとする如き。そこでこれらのことを一通り検討することにする。

第11表 年雇の出身地（粕屋郡青柳村）

	小竹部落		今在家部落		計	
	男	女	男	女	男	女
県長崎	0人	1人	1人	2人	1人	3人
熊本	5	11	1	1	6	12
鹿島	1	9	5	7	6	16
宮崎	0	0	1	0	1	0
大分	4	3	0	0	4	3
計	0	0	1	0	1	0
	11	24	9	10	20	34

1) 26. 8. 1現在。われわれの調査による。

年雇の供給地は現在においては、熊本県天草の各村、葦北郡の山村、鹿児島・宮崎の諸村が主なるものである。これを全県的に統計的に示す資料はないが、各年雇經營地帯を通じてほぼ同じとみてよい。後にふれるようにこの地帯には年雇の雇主組合が出来ていて斡旋や賃銀の協定などを行っている。そういった關係からも供給地が共通のものとなつてくるわけである。粕屋郡青柳村の二部落についていえば上表の如くなつていた。年令は男女ともに二〇才前後である。これら供給地側からみると、女は農業年雇の他に紡績工場（主として関西地方）、製糸工場（地元の坐くりと関西地方）、女中などが主なる出稼ぎであるが、地元製の工場よりは農業年雇の方が

賃銀が高い場合もあるという。男は炭鉱・工業が年雇の他に考えられる出稼ぎ先きである。賃銀は、工場や炭鉱の方がよい（寄宿舎制度であつて初任給は、坑内夫では月六千円〜一万円程度、賄をのぞく）からそちらをえらび、農業はその次になる。女は年期を終えれば家に帰るが、男は農業年雇を足場にして都市に進出しようとする。この点東京の農業年雇と変るところがない。

雇用条件については、全般的な資料を欠くが、前述の青柳・立花・速賀・福岡市などの事例から概略をのべよう。契約は一カ年、ただし継続することが多い。村によつては賞状を出して永続を企てるところもある。賃銀は現金であり、賄を別にして女三万円、男三万五千円程度であるが、作業着は場合によつては加えられる。^(註一)これは一応の協定賃銀であり、ところによつては男五万円という値もきくが例は少い。住み込みと同時に全額を支払うこともあるが、多くは、前金を支払い残額を契約終了時に払う。給与は親元に送金するのが多いが、稀には月給的に支払う場合がある。これは男の場合で、小使銭となることが多いと思われる。

年雇の募集は雇主組合から出かけてゆき希望者をあつめるが、雇主が個人的に年雇に來年度もくるように予約することも多い。供給地には斡旋を職業とするものもいて売り込む。その時は汽車賃を雇主が負担する。旧正月が契約更新期で、宗像神社の祭日には年雇の市が立つ。職業安定所は利用されても形の上でだけである。それでは全然はかどらない、というのがその理由となつてゐる。

食事は青柳村においては家族と一緒に差別はないが、この例がどの程度普遍のか明らかでない。しかし、立花村では、雇主は年雇を、はれものにさわるように大事にし、年雇契約が成立するとホツとすると語つてゐるから、待遇に身分的な差別はないと考へてよいと思う。

盆正月には帰郷するがその時の汽車賃は原則として年雇負担である。その他月に二日程度の休日があり、それ以外に村の祭日にも休むことが多いので、年に二ヵ月近く休むだろうということだ。逆にいえば年間三百日の稼働であり、夏冬作合せて反四〇日の労働日を要すると七七八反分の労働日に相当する。もつとも常に一日中働くこともないが、その分は臨時雇や家族の補助的労働者が補うことになると考えてよい。青柳村の調査結果では、基幹的労働力（年間二〇〇日以上労働するもの）一人当り耕地面積が年雇をふくめて、耕地面積二町以上の農家で、七反一町程度であつて、以上の推定と合致する。この七反一町分の年間労働量は、相当地に大きくこの点では牛馬のかわりという見方も成り立つ。特に労働手段の一般的低さを前提としてみるときに。前述したように、この労働量は、『資本論』の剰余価値率（ m_v ）を適用すれば一〇〇％～二〇〇％に達することになり、この程度の収益を小作料によつて得ようとするれば、現在の価格では反当一万円（約二石）でも及ばない。この地帯において戦前高率小作料を

第12表 年雇経営における基幹的
農業従事者一人当耕地面積
（青柳村）

	小竹部落	今在家部落
	反	戸
5～10	—	3.9 (2)
10～15	5.0 (1)	5.0 (3)
15～20	5.4 (6)	4.7 (1)
20～25	6.3 (7)	5.2 (1)
25～30	6.1 (5)	7.8 (2)
30～	7.1 (5)	7.6 (3)

- 1) 26.8.1 現在の調査
- 2) ここで基幹的農従者とは年間200日以上従事するもの（200日はききとりであるから概略）、家族労働者と年雇の計。
- 3) ()内戸数は調査年雇戸数、数字の不備な戸数を除く。

理由である。このことが正しいとすれば、かかる現象は他の地方においても妥当する。事実、神奈川県中部平野地帯のイチゴを作るある一農村についての報告がある。即ち「年雇が多く使われているのは（イチゴ栽培のためでなく主として稲作のためらしい）おもに山形地方から安い賃金でやといわれることができるので、小作に出すより、この低賃金の年雇をつかつて手作りした方が有利であつたためとおもわれる。村の人はそう答えているが、事実そうであつたらう

と察せられる。」(福本和夫氏『日本農村の階級区分』二一七頁)。かかる事例が他の年雇經營についても多かれ少なかれ妥当すると思へば、高率小作料が富農經營の形成に対する阻止的性質を、あまりに固定的に考へてはいけないといえよう。

〔2〕さて年雇の供給地についても雇用條件についても明治年間に比すれば大きな変化が生じた。明治時代は年雇は殆んど村内又は郡内であつた。現在の年雇經營地帯についてはとくにそうであつた。それが第一次大戦・昭和農業恐慌・第二次大戦を画期として供給地が遠く拡大した。この間の事情を要領よくまとめた遠賀郡岡垣村についての記述があるので紹介しよう。記述は同村々長大田豊氏の筆になるものであるが、氏は天草から年雇導入をはかつた功勞者であつた。氏は年雇問題を勞力問題としてその起源を次の如く説明される。

(1) 都市工鉦業の發達による農村の子弟吸収

第一次大戦以前は村内、中小農家及び其他の中より年雇ありて自給程度であつたが、大正七、八年欧州戦争の影響により都市工鉦業股賑を極むるに至り、農村子弟は潮の如く転出し、又財政的に行きづまれる農家一家をあげて都市に移住吸収され、勞働従業者著しく減少し、殘存農家の負荷増大し、勞力問題の第一原因を生じた。

(2) 不況凶作による都市移住

昭和四年の旱魃以來度々重なる凶作不作相次ぎ而も五年より米藪価等の極端なる低落に伴い不況により苦境に喘ぐ農家が昭和八年頃より著しく都市に転住し耕地の剰余を来し一戸当り耕地反別増大し經營大となり勞力を多要するに至つた。

(3) 經營の多角化

農業経営の複雑化は不況凶作期に於る最も適合せる対策なりとし、各種各様「農業にして殆んどなきものはなし」という程度多角化し一面収入の増大は達し得たが、農業労力を要する事甚しく本村の適正規模上、大なる影響を投ずるようになった。

(4) 俸給生活者の続出

大正中期より俸給生活方面に進む者多く就中、農家にして父祖の跡をつぐべき長男までが此の傾向著しく、家には下男下女を雇傭して農業を維持するの止むなきに至り農業労働力の需要急速に増加する様になった。

(5) 時局下における農業労働力の払底

(省略) — 原文のまま — 引用者 —

以上の労働力不足に対する労力調整の沿革は次の如くであつた。

今(昭和十六年)より二十五・六年前までは村内、中小農の二三男は下男下女に奉公することを例とし、一部宗像郡の漁村地方から下女を移入していたが、欧州大戦の結果大正九年は労力払底其の極に達し、本郡農会斡旋により熊本県天草郡地方から七〇余名移入せり、然るに契約の当時米価一俵一八円なるも後半期に入り暴落したので前金制度の此の事業は失敗に帰した。以来鮮人の移入者多くこれを雇傭補給したが、賃金の関係上農会は昭和二年に雇主会を設置し(現在の雇主組合の前身)賃金協定、争奪防止等の協定をなし更に昭和四年下関市事業協会昭和館の斡旋により積極的に半島労働者を移入しこれが緩和をはかつた。

次いで昭和七年から郡農会事業として朝鮮總督府の手を経て半島中堅青年を移入するようになり、本村は毎年七〇名乃至三〇〇余名を斡旋していたが、昭和十年中絶し、昭和十三年再び一八名移入し其の儘全く杜絶することと

なる。

その後については農会は昭和十三年九州全土これが（勞務移入——引用者）調査をなし昭和十三年熊本地方（天草——引用者）より六五名、十四年一〇三名（をいれ）十五年七〇名を移入予定、と。

（同氏『昭和年代における岡垣村の農業及適正規模よりみた現勢』二九頁、昭和十五年）

以上は昭和十五年の記述であるが、粕屋郡青柳・立花両村についても事情は全く同じであつた。

戦後においては熊本県は新たに葦北郡その他を加え、鹿児島・宮崎の両県は新たに加えられたのである。この地帯の勞働力の貯水量はかなり大きく、工鉦業の吸引力が減少しているだけに農業年雇予備軍は大きい。

次に、これまでの検討が問題を、いくつかの村を使いわけて個別的になされてきたから、全体としての推移を具体的にみる意味で、しばしば引用した粕屋郡青柳村について簡単な歴史的敘述をしよう。

福岡市の東北、約八軒の地点にあり交通も便利なこの村は、現在多角經營の村として日毎に見学者の來訪を受けている。しかしこの多角經營は、村の西部のこの村としては畑の多い地帯、果樹・乳牛・水田を結びつけた經營のことであつて、東部はむしろ水田地帯でこれに乳牛が加わつている程度である。現在の農家戸数は三七五戸、一戸当り一・三町平均。田三〇〇町歩、畑一八〇町歩。この畑のうち果樹園地八〇町歩。殆んどが柑橘であるが、温州、夏かん、ネーブル、金柑、雜柑をふくんでいる。畑は殆んど蔬菜。水田裏作はなたねが多い。これに乳牛が加わる。このような多様な作物は、勞力配分の点からいつて年雇を有利とする理由となるのであるが、專業化の程度の低さは技術水準の低さを意味している。それはともかく、明治四〇年の村是によつてこの村の事情をみると全く異つており、畑は、あわ、大豆の夏作に麦の冬作を加えた形で西部のアワめしぐらいという言葉もあつた。それが「地の利と時運に

棹さして「まず養蚕がとり入れられ、つづいて果樹がとり入れられ大正年間には養蚕主、果樹従の並存時代を経て昭和五年の養蚕恐慌により決定的に果樹に転換、戦後乳牛を入れた。村の全戸数は明治年間の四二〇―三〇戸が、大正九年まで維持されるが、それを画期として昭和十二年三八六戸に減じ（最低）農家戸数は更に甚しく大正五年の三六〇戸が昭和十四年三〇〇戸に減じている。年雇は明治四十年の九〇人（うち村内出身六四人）が以降漸減し（最低は不明）、戦後急増し、二十六年一八〇名、二十七年需要数二一四名である。明治年間の年雇は村の東部水田地帯の大きい経営に多く入っていたのが現在では多角化による労力不足のはげしくかつ資力のある果樹地帯により多く入っている。この間の年雇給源の変化は前述の岡垣村に同じい。このようにして福岡県で最も年雇経営の多い村が形成されたのであるが、それが商業的農業と結びついていることに注意したい。戦後年雇経営が増加しているのは、全国的にみてもそのようであることは冒頭にのべたが、宮崎県について町村別に一〇〇戸当り年雇数をみると最も大きい村は、宮崎郡の住吉村（一〇人―昭和二十六年度宮崎県統計書）である。この村は宮崎県における早熟蔬菜と千切り大根の主産地の一つであり、この年雇経営は宮崎県においては新しきものである。この後進県においても年雇は、商業的農業により多く結びついてきている。^(註2)

〔3〕年雇経営の動向をみるには、その生産力およびその技術的基礎を検討しておかねばならない。この課題に全国的に答える資料がないが、新しい年雇経営を代表する粕屋郡青柳村は役立つであろう。

この村の果樹地帯についていえば、農業従事者一人当り耕地面積は、年雇経営については、家族労作経営に比し大きく、しかも果樹面積の割合が大きく、かつ養蚕の程度が高い。更に反当収量については、普通作物について高く、果樹について決定的に高い。だから労働生産力の高さは、この一人当り耕地面積の差以上のものである。周到なる管

理を必要とされる稲作について年雇が他の家族労作経営に劣らぬ生産力をもつていえるといえる。しからばこの高い生産性は如何なる経営技術的基礎をもつものであろうか。若干の労力手段についての優位や経済的採算に対する敏感さや労力組織の分業なども考えられるが、基本的には、年雇経営の耕地條件が良好であること、すなわち団地を形成し、家からの距離が近く、「かかり」がよいこと。^(註3)ここでも、かかりとは水利や肥料を施す場合の便利さを示す。次には資本力の高さから可能となつた肥料の集約的投下である。換言すれば、労働手段たる農機具の高度化を基本的理由とするものではない。岩片教授はその労作『有畜経営論』においてこの青柳村小竹部落の果樹・乳牛飼養の経営技術的水準を基礎を次の如く要約されている。年雇経営の作物の反収の高さを指摘されて、その次に

「とはいえ、多量の厩肥によつて潤されている有畜農家の果樹が、実は単なる肥料集約性の上にのみ立脚している、果樹栽培の総合的技術の点からみても、肥料集約性が生かされていないことは、この村の何れの果樹園も同様極めて密植で（六〇〜九〇本——引用者）しかも強剪定が行なわれている事実からも理解できる。要するに特に乳牛を中心とするこの村の養畜は購入飼料と野草とに飼料基礎の重点をおき、その意味で商業的な養畜であり地主的な養畜である。（ここで地主的とは野草が山林所有と結びついていることがその理由なのであるが、われわれの調査では野草は果樹園の畦畔が主であるようだ。しかし地主的であることはこの農家の性格からみてそうだと思う。——引用者）そして耕機と養畜との間の関聯は、むしろ果樹による特殊収入が家畜導入の基礎になり、逆に肥料の入手が困難であり、しかも乳価が比較的高かつた近年（この調査は昭和二五年——引用者）では極めて有利なものとしていたのである。この村の家畜飼料用作物が極めて微々たる意味しかもたないことは前掲の表（省略——引用者）によつて明瞭である。換言すれば、この養畜は決して耕種部面における土地利用、または輪作の高度化に基づくものではない。そしてこのこと

は階層別にみた農機具の導入が種類別（二戸当電動機・脱穀機・精米機が考察されている）にも、量的にもさ程の差がない所に示される。むしろ酪農を伴った果樹経営と単なる肥料の集約が耕作規模の拡大につれて必然に生み出す労力の不足をこの村では主として年雇の形で解決しているのである。（前掲書一七二―一七三頁）

これ以上基本的には附加すべきこともないが、重要であるからこの部落の農機具の所有状況をより詳しくみることにしよう。われわれの調査時たる二六年夏には電動機や発動機については、殆んど各農家にゆきわたつていて差をみとめ難いがしかし量的にみると経営大なる農家は増加している。種類として差のみられるものとして、動力噴霧器、電力揚水機、オート三輪車を数えることができた。このうち揚水機は台所電化のためのもので農業用ではない。動力噴霧器は四台、揚水機六台、オート三輪一台であるが、動力噴霧器は自作三、自小作一、揚水機も自作、オート三輪の一台は戦前の自小作である。噴霧器はいいとして、揚水機に対する関心の強さは、電蓄の普及や、作物の編成が前述した如く多様で年間ならして所得の入るようになっていいる点と関連して、生活のための農業という性格が強いように思われる。しかしこの生活には地主的性格が強く入つてゐる。だから、かかる大農具がいくらかみられても、基本的には労働手段の高度化がみられないといわねばならぬ。

この点で注意すべきは、筑後平野の三潯郡の大溝・田口両村の年雇経営である。ここでは顕著な自動耕耘機・動力織機（花筵・畳表）の普及があり、それが経営の集約化・拡大の基礎となつてゐる。しかし、この両村の調査はまだ進んでいないのでこれ以上の分析を差しひかえるが、次の点、すなわち商業的農業の発達を年雇経営の型でおしすすめる粕屋郡型と機械の高度化の型でおしすすめる三潯郡型を固定的な排他的なものと考えてはならないことである。また三潯地帯の機械化が顕著なところは、農家の階級構成がより農民的と考えられることを前述したが、それは階級分

解が一步進んでいることを意味してはいるであろうが、更に進んで例えば農業における「資本主義発達の二つの途」の一つとして考えてよいかどうかは、まだはつきりしない。これについては次の敘述を参照されたい。

〔4〕われわれはようやく年雇経営形成条件の推移を検討すべき順序となつた。

專業型年雇経営から始めよう。この型の年雇経営が形成された基礎的条件として、この地帯においては労働力の流出が最も激しく、その割には耕地が減少していない事実があつた。ところで、この労働力の流出については、戦後においてはむしろ逆になつていて、県全体でみて農家人口は昭和十四年を一〇〇として二十五年には一五〇と激増しており、粕屋・宗像両郡では県平均以上に増加している。この数字は、この両年度の統計がふくめた農家の範囲や世帯

第13表 農家人口の推移
(昭和14・21・25年)

	21年/ 14年	25年/ 21年
県計	150%	110%
粕屋郡	167	119
宗像郡	172	123
遠賀郡	138	116
鞍手郡	141	118
嘉穂郡	146	118
朝倉郡	143	115
筑紫郡	156	119
糸島郡	140	125
三井郡	153	120
三井郡	160	113
八女郡	156	112

1) 昭和14年は県統計書、21年は21.4. 26, 25年は25. 2. 1センサス。

員の範囲がちがうので正確な比較とはいえないが、おおその傾向は否定出来ない。遠賀・鞍手・嘉穂の如き最も工鉱業地帯に近接する郡についてはやはり激増しているが、その程度は県平均以下である。その理由は、恐らく労働力流出の構造上の差ではないかと思われるが、その点とはともかく激しい増加ぶりでは変るところがない。昭和二十一年を基準として二十五年をみ

ると、県平均で一八%程度の増加である。この場合には、郡による差は比較的少い。これらのことを考慮すれば、戦後の激増は主として労働力の流入に基因しているといえる。二十六、二十七年の動態調査の結果によれば、農家戸数は減少してきているが、農家人口の高い自然増加率を労働力の流出でも相殺出来ず、人口の方は増加している。以上の事実から、全国的にいえることであるが、農家人口は増加することはあつても減少することはないと推定さ

れる。もつとも年雇經營の形成という点では全体としての農家ではなく、象徴的にいえば一町以上の農家についての家族労働力がどうかの問題である。ところでこの階層の農家は年雇經營地帯において、第5表及び第6表について見たように、他の地帯に比して家族労働力が明らかに少なかつた。だから以上の一般的な農家人口の増加にもかかわらず比較的にみて家族労働力は少なかつたわけである。しかし、それは他の地帯に比較してのことで、時系列においてみれば、多かれ少なかれ一般的な農家人口増加の傾向をもたないわけにはいくまいと思われる。

次に、年雇經營のもつていた自作的（地主的）性格についてはどうか。この自作的という内容が、つきつめたところ高率小作料に依存出来たという点にあると考えれば、かかる基礎は弱くなつてきており、統計的には示しえないが、いわば地主的年雇經營に対して農民的年雇經營が傾向的に増加していることは、この農家の系譜的性格についてみるかぎり、その性格が弱化してきているといえるのであつて、その意味ではむしろ年雇經營を減少せしめる性質のものである。この点では、農家人口の戦後の増大も同様に年雇經營を増大せしめる要素ではない。だから年雇經營地帯が形成された條件としてのべたこれらの條件は、たしかに必要な條件であり、他の地帯と区別される條件ではあるが戦後の年雇經營の増加を説明することは出来ない。農業の技術水準の向上に示される労働生産性の向上が前述の意味で一つの前提となつているがそれは主として、商業的農業の発達による労働力不足と資力の蓄積、それに年雇供給源が拡大再生産された点に求めなければならない。しかし、宗像・糸島の如き比較的単純な米麦作を主とする地帯においても年雇經營が戦後増加したことを考えると、最も大きい理由としては、更に年雇給源の拡大を指摘しないわけにはいかならう。

では、年雇給源はどのような理由によつて拡大せられたのであろうか。

第14表 農業年雇給源県の県外出稼先 (昭和7年)

(一)

	長 崎 県		熊 本 県		宮 崎 県		鹿 児 島 県	
	計 (うち男)		計 (うち男)		計 (うち男)		計 (うち男)	
合 計	15,950	(6,357)	26,805	(14,857)	8,286	(3,684)	33,808	(16,777)
工業	3,522	(2,002)	7,277	(3,152)	4,668	(1,283)	17,874	(7,007)
鉱業	1,123	(866)	7,978	(5,270)	878	(655)	2,049	(1,493)
土木建築業	919	(808)	1,017	(845)	259	(231)	1,729	(1,533)
商業	1,549	(1,158)	2,309	(1,462)	596	(420)	2,073	(1,576)
農林業	553	(297)	910	(558)	246	(142)	307	(206)
水産業	251	(156)	408	(278)	183	(118)	560	(490)
戸内使用人	1,617	(1,530)	551	(418)	187	(184)	711	(690)
雑	3,282	(989)	2,381	(753)	544	(214)	4,511	(1,659)
	3,114	(1,760)	3,974	(2,121)	725	(437)	3,994	(2,123)

福岡県における年雇経営の形成

これら年雇給源地帯の戦前の主なる出稼ぎ先であつた工鉱業や戸内使用人(下男や女中)が、工鉱業の縮少と一

- 1) 『昭和7年道府県外出稼者に関する調査概要』中央職業紹介事務局。
 2) 全戸についての調査、職業の内容についてはこの資料参照。

一般棒給生活者の生活程度のひき下げによつて減少したこと。太平洋戦争中を基準として。第14表は昭和七年における年雇給源地帯の県外出稼ぎ先を示すものである。この工業は、女は紡績、製糸が主であり、男は炭坑稼が主であつた。戸内使用人は六割対四割で女が多かつた。これに軍隊や警察、また海外への移住もこの地帯では無視出来ない。それらの出稼先は減少したと考えられる。そのことと関連するが、工鉱業における賃銀が、戦後低く、とくに農業者の出稼ぎ先となる職業についてもそうである。これらのことは正確には統計をもつて示すべきだが、一般的に認められることであろう。これらのことが認められるならば、農業年雇予備軍は拡大せられたといえるであろう。

(二) この年雇給源地帯における生活程度が低下したこと。主として戦時中の配給制度や食糧インフレ(この地帯は畑が多い県であつて、農村的な県ではあつたがその利益をうけた)によつて、支払いが増加し、その割には生産が増加せず、この支払超過を労働力販売でうめているのがこの年雇給源の基本的バランス・シートである。そのことはわれわれが宮崎県の農業事情を調査したとき確認しえたことであつた。

その他、これらの地帯の農村の内部事情の変化も考察すべきであるが、ここでは省略しよう。

さて、戦後における年雇経営の増大が主として商業的農業と年雇給源の拡大によつて生じているとすれば、しかし、この両者ともに工鉱業との関聯において生じているのであるから、互に矛盾した対立的關係にあるといえる。すなわち、商業的農業は工鉱業の發達を前提とし、年雇給源はその停滯を理由としている。だから長い目でみれば、商業的農業が伸びることは、他方年雇給源を縮少することになる。だから大まかに割り切るならば、かかる諸條件の上に展開する年雇経営は決して發展的な増大をするとはいえない。しかし、地域的、あるいは階層的、業態的にみて以上の諸條件の作用する仕方が異なるのであつて、これら諸條件の不均等な作用のうゑに、現在の増加傾向が保たれているといえよう。地域的・階層的・業態的變化が行なわれるといえよう。

以上の福岡県北部を中心とした考察は、はじめに指摘した年雇経営が西日本に増加しつつあるという事實を理解するのに役立たないであろうか。商業的農業の發達、工鉱業との關連における年雇給源の拡大は、恐らく基本的には同じであつて、その意味では、年雇経営という形における富農経営の形成一般について、ある程度の参考となるであろう。兼業型については、多くのべる必要はない。

〔5〕 最後に検討し補足しておくべき若干の点をのべよう。

(一) 経営組織に關係のある一点について。年雇は何らかの意味における労働力の不足を前提として必要となるのであるが、その労働力不足が著しく季節的なものであれば、必ずしも年雇という形で雇傭労働力が要求せられるとは限らない。多角経営が労働力配分を適切にして山をくすすうになつており、なおかつ労働力が不足すれば、年雇という形での雇傭労働力が望ましい。前述してきた年雇経営地帯はこれらの点で、年雇を必要とするような労働力配分状

況にあるのではない。青柳村や立花村について、とくに多角経営農家について、臨時雇が著しく少いことがこの疑問を強めた。しかし、これはこれら多角経営農家についてのことで、年雇経営地帯全体に妥当することではないようだ。第15表「日傭傭入れ状況」は、世界農業センサス時の抽出調査を市郡別に集計してみたものであるが、それでは、

第15表 市郡別日傭傭入れ状況

	農家 に 対 し て の 農	家 対 農	戸 数 割 合	日 傭 傭 入 れ 数	入 戸 数 割 合
福岡市	61%			27人	
戸部郡	49			14	
糟屋郡	39			30	
遠賀郡	32			18	
嘉穂郡	41			29	
三井郡	32			18	
三浦郡	37			24	
三浦郡	19			30	
三浦郡	28			26	
三浦郡	33			24	

- 1) 25. 2. 1抽出調査結果表4による。
- 2) 遠賀郡には若松、八幡両市をふくむ。集計が出張所別になされているので、分離出来ない。
- 3) 季節傭、手伝を考慮するも同じ。

年雇経営地帯としての特徴はみられない。なおこの点については、三の2でのべた土地利用状況に関する記述を参照して頂きたい。季節傭、手伝を考慮するも同じ。

次に、いわゆる外部経済の問題について。各種の統計によつて、年雇を必要とする条件を、町村について検討すると、これまでのにべたことだけでは充分でないと考えられる村が出てくる。それにはなお多くの事情を考えなければならない。この筑後南部について、強く考えてみたいと思つて

(三) 農地改革による小作料の低下は、小作に出すより年雇を有利とすることに大きく作用しているといえよう。その理由についてはすでにのべたところである。

(四) 経営規模別にみて、どの階層の農家に年雇経営が増加しまたは減少しているか、地域的にはどうか。これらに関連せしめて検討すべきであるが、本稿ではまだそこまでは立ち入らないことにする。(一九五二・一二・二五)

(註1) 農業年雇の賃銀は、福岡県は低い方である。例えば、山形県庄内平野の京田村のそれは、賄つきで男四万円、女三万六千

円(『農業総合研究』六の二、食糧政策の転換と組合金融の問題、八七頁。)しかし、熊本県においては、賄つきではあるが、年間二万円以下という事例も稀ではないようだ。

(註2) 農業総合研究所九州支所『宮崎県の農業』宮崎郡住吉村の項参照。

(註3) 「かかり」については、例えば耕地の家からの距離を各筆毎に実際の交通距離を算出して加重平均してみると年雇経営は三町であり、自作三・二一町、自小作五・一八町、小自作四・〇六町、小作九・二八町で最も近いが、更に水利・農道・傾斜状況を考えればもつとはなはだしい。

(研究員・九州支所)